



- (1) 工業生産等設備の取得等に係る事業の概要を示す書類
- (2) 取得等に係る工業生産等設備について、事業の用に供した日、取得価格、耐用年数および特別償却の有無を明らかにする書類（添付できない場合は、個人の場合にあっては当該課税免除を受けようとする年の3月15日、法人の場合にあっては当該設備を事業の用に供した日の属する事業年度の終了した日から2か月を経過する日までに提出してください。）
- (3) 生産工程または作業工程の概要を示す書類および図面
- (4) 工業生産等設備の新設または増設が課税免除要件となる資本金の額が5,000万円を超える法人のうち、製造の事業の用に供するための工業生産等設備の取得等であるときは、新設または増設した設備に係る生産額（増加生産額）を示す書類
- (5) 定款（法人に限ります。）
- (6) 確定申告書の写しまたは税務署長が発行する青色申告証明書
- (7) 事業場の位置図、事業場内の配置図、建物の各階平面図、設備配置図および建物の立面図
- (8) 土地の取得年月日を示す売買契約書または登記簿の写し
- (9) 対象施設が風俗営業または風俗関連営業の用に供する施設でないことの申出書（旅館業に限ります。）
- (10) その他課税免除に当たって必要な書類

※「減価償却資産明細書」や「固定資産台帳」の写し等  
（資産名称、取得年月、取得価額、耐用年数、数量）